

真相究明の
基本資料！

病者の人権問題資料集成 [1]

全八卷

A4判・B5判／上製／総 二、九六八ページ

● 揃定価—本体二九〇、〇〇〇円十税

● 編・解説—藤野 豊 日本近現代史研究者

編集復刻版

近現代日本

ハンセン病問題

資料集成

……戦前編

なぜ患者は隔離を強制されたのか——

近現代における

ハンセン病をめぐる、国家、医療者、宗教者、
そして患者自身の言説をたどり、統計資料や

公文書類も駆使した、待望の資料集成！

不二出版

近現代日本
ハンセン病問題
資料集成
戦前編

「病者の人権」の確立のために

藤野豊 (日本近現代史研究者)

二〇〇一年五月十一日、熊本地裁はハンセン病患者・元患者への隔離政策の誤りを認め、国家に賠償を求める判決を下した。戦前は軍事大国を、戦後は「文化国家」を、そして経済大国を建設するために、ハンセン病者は「存在に値しない生命」として社会から政策的に隔絶された。本資料集成は、その国策とそれに踊った自治体、宗教団体、ジャーナリズム、そしてそのなかにおいても人間の尊厳を求めてやまなかつた病者の記録である。

なぜ、国家はハンセン病者に対し、このような苛酷な政策を実施し得たのか、今、真相究明の必要が叫ばれている。また、将来、二度とこのような病者であるが故の人権侵害を再発させてはならないとの声も聞こえてくる。本資料集成は、そうした真相を究明し、再発を防止するための基礎文献である。私は、現代日本に「病者の人権」という理念を樹立させるために、これを編纂した。



ハンセン病

社会と国家と人権と

本資料集成は、日本近現代におけるハンセン病患者をめぐる政策・問題を二八七〇年代以降、らい予防法改正反対運動までの一九五〇年代前半まで跡づける資料集である。

遺伝病であるとされてきた近代のごく初期の「癩病」をめぐる言説。一九世紀末ハンセンにより癩菌による感染症であることが判明した後、治療するというよりもむしろ文明国の恥部としてひたすらに隔離することを目的とした療養政策。しかもその感染力が弱いということが明らかであつてなお優生政策のもとで隔離は拡大強化された。その間、患者は偏見のもとに放置され、故郷や職場を追われ、名前を奪われ、残された家族もまた差別にさらされた。

そして戦後、特效薬の開発にもかかわらず強制隔離は続けられた上に優生保護法のもとで断種・中絶までもが合法化され、社会の偏見が正されることな

く一九九六年のらい予防法廃止までいたつた。
本資料集成ではまず「戦前編」として一八七六年から一九四四年までの諸資料約一六〇点を編集復刻するものである。……………**不二出版**

- 一八七三年 A・ハンセン、癩菌を発見
- 一八七五年 漢方医・後藤昌文、初のハンセン病専門病院を開設
- 一八八九年 宣教師テスト・ウィード、静岡に神山復生病院開院
- 一八九七年 第一回ハンセン病国際会議。感染症であると確認
- 一九〇六年 日蓮宗僧侶・網脇竜妙、山梨に身延深敬病院設立
- 一九〇七年 「癩予防二開スル件」公布。主に放浪患者が対象
- 一九〇九年 道府県連立療養所五カ所設立
- 一九一五年 全生病院(東京)で断種手術開始
- 一九一六年 予防法改定。療養所長に入所者への懲戒検束権
- 一九三〇年 岡山に初の国立療養所、長島愛生園開院
- 一九三二年 予防法改定。全患者が絶対隔離の対象に
- 一九三六年 無癩県運動の本格化
- 長島事件。入所者が強制労働拒否、自治会結成要求
- 一九三八年 栗生楽泉園(群馬)内に監禁施設「特別病室」設置
- 一九四〇年 国民優生法成立。遺伝性病者への断種が合法化
- ハンセン病は対象外だが、実際は断種が継続
- 一九四一年 公立療養所の国立移管
- 第一五回日本癩学会で小笠原登の隔離不必要説が、絶対隔離派の光田健輔らにより政治的に抹殺
- 一九四三年 プロミンの有効性報告される
- 一九四五年 敗戦。翌年、患者にも選挙権
- 一九四七年 この頃からプロミンが国内で使用され始める
- 一九五一年 全国の患者の自治組織「全癩患協」設立
- 三人の團長により隔離必要との国会証言
- 藤本事件
- 一九五二年 「救らい事業」団体藤楓協会設立
- 一九五三年 「らい予防法」改定
- 一九五四年 童院寮児童通学拒否事件
- 一九五五年 社会復帰開始
- 一九八八年 邑久長島大橋架設
- 一九九六年 らい予防法廃止
- 一九九八年 ハンセン病国家賠償請求訴訟始まる
- 二〇〇一年 熊本地裁判決

推薦します

絶対隔離を支えたもの

内田博文 (九州大学法学部)

わが国の場合、「隔離」政策に基づく「精神障害者」の身柄拘束は、犯罪者のそれをほるかに上回っている。たとえば平成六年に有罪が確定した犯罪者は一一四万人。そのうち実刑を言い渡された者は二・六%のほぼ三万人。このうち五年以上の懲役・禁固は一五〇〇人で、有罪が確定した者の中では僅かに〇・一%。これに対し、精神医療施設の中で自由の制限を受けている「精神障害者」は約三三万人、そのうちおよそ半数の一七万人強は二四時間出入り口を施錠された病棟に収容されており、収容期間が五年を超える者は三三万人の四六%にあたる一五万人である。

しからば、ハンセン病「患者」の場合はどうであったか。驚くべきことに「らい予防法」により一〇〇%の身柄拘束、それも終身拘束が目指された。今でも続く、このような「狂気」を支えたものは何か。昨年五月一日の熊本地裁判決でも多くは闇の中にある。真相究明が喫緊の課題となっており、本資料集成出版の意義は大きい。
(うちだ・ひろふみ)

病人史・社会学・文化論・家族論の資料として

川上武 (医師・医療史研究者)

私は日本医学史に若い頃から関心をもっていました。だが疾病や医療の歴史はあるのに、病人の歴史のないのに不満を感じました。その思いもあり、資料の少なかつた時代の制約もありましたが、問題提起の意図を兼ねて『現代日本病人史(一九八二年)』を刊行しました。

急性伝染病(ペスト、コレラ……)をはじめ、結核、精神障害、らい(ハンセン)病の病人がいかに国家・社会から差別されているかがわかりました。とくに、ハンセン病の場合には「生前に家族なく、死後に遺族なし」(川端康成といわれたくらいでした)。

どうしてこのような時代がつくられたかは藤野豊先生の著書で究明されています。樋口一葉の時代にはハンセン病患者も東京でも一般病院に入れたのです。

戦後の医療技術革新により、結核、精神障害への差別は解消したり軽減しました。だが、ハンセン病はプロミンが開発されたのに、絶対隔離がつづき、一九九六年のらい予防法の廃止により、一応の決着を見ました。

しかし、ハンセン病は「戦後日本病人史」(近刊)のなかでも、いぜんとして重要な問題になっています。この仕事が終わってからは、島比呂志「奇妙な国」を読み、小説とはいえハンセン病患者をどうみるかについて、改

めて反省をせまられました。

こんど『近現代日本ハンセン病問題資料集成』が刊行されるのは、病人史・社会学・文化論・家族論の資料として、研究者に便宜を与えられると思います。これによりハンセン病を軸とした、もろもろの分野での仕事が進みやすくなるでしょう。
(かわかみ・たけし)

強制隔離撲滅政策の背景とその根源を問う

神美知宏 (全国ハンセン病療養所入所者協議会)

わが国では、ハンセン病は、古くから「業病」とか「天刑病」として、差別、偏見、迫害の対象とされてきた。病因については、一八七三(明治六年)にアルマウエル・ハンセンが、らい菌を発見してからもなお国内では遺伝説が支配的で、伝染説は容易には受け入れられなかった。しかし、一八九七(明治三〇)年第一回国際らい会議の決議により伝染説が確立した。

以来、国内で関心が高まり、文明国たる地位を確かなものにするためには「患者の存在は国辱である」との思想が台頭し、患者撲滅政策が推進されることとなった。昭和の初頭から第二次大戦後まで、政府の指導のもとに、「無らい県運動」と称して進められた強制隔離政策を国民も容認し、患者の強制収容に荷担した。強制収容の有様は記録に詳しいが、あまりにも権力

近現代日本
ハンセン病問題
資料集成

による収容がすさまじかったので、一家心中、一家離散、自殺等々は枚挙にいとまがなく、そのことを通して、病者に対する社会の偏見・差別がいつそう助長された。収容患者に対しては、断種、墮胎が強制され、施設運営の作業就労が義務付けられた。療養所開設以来、隔離の壁の中で無念の涙のみ死んでいった者は、二三、八〇〇人を数える。

本資料集成は、一八七〇年代以降一九五〇年代までの日本のハンセン病政策の背景及び、患者放逐の経緯と実態が、資料として網羅編纂されている。わが国のハンセン病政策の歴史を検証する上で、欠かすことのできない貴重な史料であることを確信する。

(こうみちひろ)

広く「考える機会」を 与える資料集成

斎藤美奈子 文芸評論家

私のような在野のライターにとって、散逸している一次資料の収集は最初の関門である。その点、ひとつのテーマに沿って編まれた資料集成(それを所蔵している図書館は涙が出るほどありがたい。「集めること」に費やす時間とエネルギーを「考えること」に当てることのできるからだ。

二〇〇一年五月のハンセン病国家賠償請求訴訟・熊本地裁判決によって、ハンセン病患者に対する国の不当な隔離政策、差別迫害の歴史があらためて明らかにされた。信頼できる編者を得て、このたび『近現代日本ハンセン病問題資料集成』が出版されることは、学生やアマチュアの研究者にも広く「考える機会」を与えるだろう。

(さいとうみなこ)

ホロコーストに比すべき隔離政策の 真相を明らかにする資料

徳田靖之(ハンセン病訴訟西日本弁護団)

わが国のハンセン病隔離政策は、ナチスドイツによるホロコーストに比肩すべき国家犯罪である。「民族浄化」の名のもとで、ハンセン病と診断されたすべての者を強制的に収容し、終生隔離したうえに、断種・墮胎によってすべての子孫を奪っただけでなく、収容の徹底を図るために「無らい県連動」が組織され、隣人までもが「患者」あぶり出しに動員される仕組みが作り上げられた。

隔離政策を憲法違反と断罪した熊本地裁判決は確定したが、このようなファシズムと一体不可欠の隔離政策がなぜ戦後も日本国憲法下で存続しえたのかについて、その真相は全く明らかにされていない。

二度とこのような犯罪を繰り返さないためにも、今こそ社会をあげてその解明に取り組むことが求められており、その作業の中では、わが日本国憲法の質と日本社会の排他的差別構造も問われることになるように思われる。

本資料集成の編者である藤野豊氏は、ハンセン病隔離政策をファシズムとの関連で一貫して告発し続けた稀有の歴史学者であり、本資料集成こそは、こうした真相を明らかにする貴重な手がかりを私たちに提供してくれるはずである。

(とくだやすゆき)



人権とノーマライゼーションの 真の実現に向けて

永岡正己(梅花女子大学文学部)

ハンセン病患者さんたちの権利回復の取り組みがようやく進展を見せてきた。それと同時に取り戻すことの出来ない過去の過ちの重さに肅然とした思いがする。過ちを繰り返さないためには歴史の事実を正しく理解することが不可欠である。それは病いへの理解、隔離政策と差別の実態、当事者の日々の生きる努力、支援者の連帯の芽生え、そうした歩みを追体験することでもある。民主主義も人権も社会福祉も、人間的な生活を求めてきたかう人々の懸命な歩みの中から築かれてきた。ハンセン病の歴史を問うことは私たちの生き方を問うことであると教えられる。

なぜ根強い差別構造がこれほどまで日本で続いてきたのか。生活を守るための努力や葛藤はどのようなものであったのか。まず資料に立ち戻って、理解を共有しなければならぬ課題が多い。

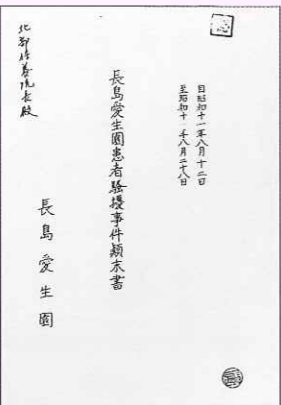
このようなとき、本資料集成が刊行される。藤野豊氏は終始一貫して人権と差別の歴史的課題に精力的に取り組んでこられた。収録資料は国内の動向を中心として、その広く確かな視座で選択されている。戦前編の資料を見ると、政策動向だけでなく、後藤父子、レゼー、ハンナ・リデルらの初期の民間の取り組み、村田正太らの発言、そして患者運動の発展と、歩みが多面的に示されている。この資料集成が多くの人に読まれ、人権とノーマライゼーションの真の実現に向けて、共同の取り組みが発展することを願うものである。

(ながおかまさみ)

各巻内容一覧 資料名(書名)/編纂者名(発行所)/発行年月

【第1巻】

- 一 癩病考 後藤昌文/一八七六
- 二 起癩病院医事雑誌第一号 仮名読新聞社/一八七七
- 三 起癩病院医事雑誌第二号 仮名読新聞社/一八七七
- 四 後藤昌文先生甲府三井座演説大要 編||後藤昌文/一八八〇
- 五 難病自療 後藤昌文/一八八二
- 六 起癩病院医事日誌 起癩病院/一八八三
- 七 癩病蔓延ノ予防及ビ癩病家ノ注意書 荒井作/一八九〇
- 八 癩病論演説筆記 筆記||川田孝吉/一八九一
- 九 一厘の功德深敷第一号 身延深敷病院/一九〇六
- 一〇 癩病予防法実施私見 ドルワルド・ド・レゼー/一九〇七
- 一一 癩病と社会問題 増田勇/一九〇七
- 一二 癩病最新治療書 編||中村鉄太郎/一九〇八
- 一三 神山癩病院概況 ヨゼフ・ペルトラン/一九一四
- 一四 癩の治療法全 菅井竹吉/一九一四
- 一五 癩病予防に就て 編||原昭昭/一九一五
- 一六 癩療養所収容癩患者統計 明治四十三年現在並明治四十四年乃至大正三年ノ入院数及退院数 編||内務省衛生局/一九一七



【第2巻】

- 一七 保健衛生調査会委員光田健輔 沖繩県岡山県及台湾出張復命書 内務省衛生局/一九一八
- 一八 本邦癩病叢録抄録 光田健輔 坂井義三郎/一九一九
- 一九 保健衛生調査会第四部「癩」議事速記録 編||内務省衛生局/一九一九
- 二〇 各地方ニ於ケル癩部落、癩集合地ニ関スル概況 編||内務省衛生局/一九二〇
- 二一 癩病に關する意見 述||光田健輔/一九二一
- 二二 癩病予防ニ関スル件 編||内務省衛生局/一九二一
- 二三 癩患者統計大正八年三月三十一日 編||内務省衛生局/一九二一
- 二四 癩患者の告白 編||内務省衛生局/一九二三
- 二五 財団法人身延深敷病院一覽 身延深敷病院/一九二四
- 二六 熊本市琵琶崎待労院の事業 待労院/一九二五
- 二七 日本国民に訴ふ 癩病絶滅運動期成同盟会/一九二六
- 二八 日本に於ける癩問題に關する私見 村田正太/一九二七
- 二九 神山復生病院(癩病院)ドルワルド・ド・レゼー/一九二八
- 三〇 この世の中で最も不幸な人々は何? 寮友会/一九三〇
- 三一 癩病ト其ノ救済施設 小林和三郎/一九三〇
- 三二 癩の根絶策 内務省衛生局/一九三〇
- 三三 生松原療養病院案内図/一九三〇
- 三四 癩予防ニ関スル法律中改正法律案参考資料 内務省衛生局/一九三〇
- 三五 財団法人癩予防協会趣意書/一九三一
- 三六 財団法人癩予防協会寄附行為 財団法人癩予防協会/一九三一
- 三七 癩患者ノ浮浪状態 毛瀧鴻/一九三一
- 三八 癩絶滅と大谷派光明会 武内了温/一九三二

【第3巻】

- 三九 患者通信写集 編||大島療養所/一九三一
- 四〇 明治四十年法律第十一号中改正法律案逐条説明 内務省衛生局/一九三一
- 四一 癩は遺伝にあらず日本M.T.L.リフレット第五編 日本M.T.L./一九三二
- 四二 第一回療養所協議会状況書 大島療養所/一九三二
- 四三 癩患者ニ関スル統計昭和五年三月三十一日調査 編||内務省衛生局/一九三二
- 四四 祖国日本の名譽と恵まれざる人々のために 編||癩病根絶期成同盟会/一九三二
- 四五 大宮御所御歌会御兼題詠歌写 癩予防協会/一九三二
- 四六 長島開拓 長島愛生園慰安会/一九三二
- 四七 癩予防法ニ依ル行政処分ニ関スル件 一九三二 (其ノ二)其ノ三(其ノ三)昭和七年中
- 四八 昭和六年度事業成績報告書 癩予防協会/一九三三
- 四九 官公立癩療養所状況昭和八年五月 編||内務省衛生局/一九三三
- 五〇 国から癩を無くしませう 村田正太/一九三三
- 五一 私立癩療養所収容患者異動月報昭和八年十一月 内務省衛生局/一九三三
- 五二 癩患者救護月報(昭和八年十一月) 内務省衛生局/一九三三
- 五三 愛のみち第五号 編||飯野十造/一九三三
- 五四 癩の看護学 小笠原登/一九三四
- 五五 癩予防思想普及付十坪住宅献納運動 醍醐三郎/一九三四
- 五六 癩療養所長会議々々事項昭和九年一月十六、十七日 一九三四
- 五七 昭和七年度事業成績報告書 癩予防協会/一九三四
- 五八 十坪住宅(愛生パンフレット第三輯) 長島愛生園慰安会/一九三四

近現代日本
ハンセン病問題
資料集成

癩患者ノ浮浪状態



浮浪患者ノ状態

浮浪癩患者ノ分布状態ニ就テハ之レヲ二期ニ區分スルコトが出来ル
第一期ハ大正九年頃マデ、夫レ以降ヲ第二期トスル即チ第一期ハ浮
浪ノ中心ガ東京ニフツテ第二期ハ帝都ヲ離レテ大阪地方ヲ中心トシ
タ時デアル

帝都ニ浮浪徘徊シテ患者ハ常ニ百名ヲ下ツタ事ハ殆ンドナイト言フ
テヨイ

大正八年七月間東京浮浪ノ親分トモ言フベキ田代某ガ全生病院ニ再收
容セラレテカラ彼等浮浪團ニ動搖ヲ来タシ田代ガ病院生活カラ脱シ
テ横浜市南太田町ニ移住スルヤ彼等ノ一團ハ次第ニ帝都ヲ離レル様
ニナツタガ未ダ市内ニ浮浪スルモ、ハ相當アルノチ其ノ筋デハ浮浪
癩患者根絶ニ向ツテ絶エズ浮浪者將ヲ行ツタ結果彼等ハ遂ニ生活、
不來、為メニ癩病者ニ比較的由ナル安全ト京坂地方ニ向ツテ移動

スルコトニナツタ

本年三月ニ國立癩療養所長島愛生園ガ開カレタノデ全國各
地ニ於ケル浮浪癩患者ガ遠カラズ此ノ社會カラ其ノ影ヲ没
スル様ニナルノハ公衆衛生上將チ國家体面上甚ダ喜ブベキ
コトデアラル彼等ハ今日マデ如何ナル状態ニヨリテ浮浪シテ
居タカラ他日何等カノ参考ニナルカモ知レヌト思ヒ記憶ヲ
述ツテ茲ニ記シタ次第デアラル

昭和六年十月

毛

涯

鴻

其ノ當時ニ於ケル東京市内ノ彼等ノ居住地ハ日暮里、三河島、田端、深川
月島、川崎、各所デアツタ日暮里元金杉ハ巨懸田代ノ居住地ガケアツ
テ其ノ周圍一体ハ之等一團ノ住家デアツタ同町一四五番地ニ小野
某ガ住シ元金杉一四四一番地ニ頼田某ガ日暮里一〇四番地ニ森某ガ
三河島前沼ニ八五八番地ニ太田某ガ田端ニ堀江某ガ居テ居テ
之等ハ各々七八人ヨリ十数人ノ者ガ宿泊シテ癩患者ノホテルノ感ガ
アル此ノ他夫婦者ニシテ一戸ヲ構エタ者ハ數十軒ニ及ンデ居タ
今田代以下数戸ノ生活状態ヲ記シテ見ヨウ

一田代、其ノ妻ノ貴父宮 ■ 若 ■ ノ名義デアツテ同町一三五八番
地古物商高寅吉ナルモノ、所有家屋デアツタニ階建デニ階ハ七
疊敷一室デ階下ハ四疊ト台所トガアル患者ハ常ニ十人内外宿泊シ
テ居タ

日本MTLリーフレット 第五編

癩は遺傳にあらず

日本MTL

癩は遺傳でない——傳染である

我國では、昔から癩は遺傳である、血統の病氣であると誤り信ぜられた。そのために癩者は肉體と精神と二重の重荷を背負ふのである。嘗て癩者が療養所に收容された時その本籍、姓名を尋ねた。彼は憤然として叫んだ。

「若し收容されるのに本名や本籍を云はねばならぬのなら私はあの門前の森で縊れて死んで了ひます。私の體はもうどうせ腐れて居るんです。故郷を秘に逃れ出てこよう云ふ所に來ると云ふのは家族に迷惑をかけない積りなんです。名前なんか明かして故郷にでも知れたら一家は破滅です。」

療養所は絶対に秘密を守り決して故郷の方に迷惑の行く様な事は無いのであるが、兎に角此の一挿話は如何に彼等が一人の發病のために一家一族に及ぶ難を恐れて居るかを知らざる事がある。

然も此の種の難が三代、四代、十代も前に癩者が有つたと云ふ様な家族に迄及ぶのである。かゝる不可思議な考は日本にのみ限られた事である。

癩菌は既に六十年前ハンセン氏によつて癩の病原として發見された。病原菌の病氣に遺傳の無い事は判りきつた事で癩も結核も同じ事である。病原菌の病氣に何故癩はかく遺傳の如く思はれるか?

(1) 潜伏期

その一つの原因は潜伏期の長い事である。癩は五年から十年と云ふ潜伏期を持つて居る。即ち癩菌が人體内に入つてもすぐ病氣

が起ると云ふ譯ではなく、五年十年と經つてから病氣が現はれてくる。その爲に自分は何時病菌を受けたかと云ふ様な事はつきりしない。即ち傳染と云ふ考へ方が難しい。又例へば祖父さんが癩で死んだ。それから數年で孫が發病した「それなら、癩は傳染で無い。血筋なればこそ、祖父さんが五年も前に死んで孫が病氣になつたではないか。」人はさう云ふ。併しこれは前に述べた潜伏期の長いと云ふ事で説明が出来るので祖父の生きて居る間に孫に病菌が移つて居た。それが潜伏期中に祖父が死に後孫が發病したのである。

(2) 迷信的遺傳信仰

又一方には遺傳に無理にでもつちあけるものが多い。今一人の癩患者が發病した。これにはどうしても祖先に病者が居たに違ひない。そう考へて探した。そして果して見つかつたと云ふ。この病者の祖父の祖父の又その祖父が癩病らしかつた。矢張り血統なんだと云ふのである。

第一此の祖先の癩と云ふものが疑しい。先年栃木縣で警察官のあげて居る癩患者なるものがどの程度に確なものを醫師をして查べさせたのに、その五分の一以上が癩ではなかつたと云ふ。此の様な事は療養所に送られて來る病者の中にもある事であり、又山間僻地の病者を訪れる時見出す事實である。その中には梅毒があり小兒麻痺があり多くの神經病がある。

前の例で祖先の癩が確なものとしてもそれが五十年も後の子孫に傳はり様はないのでこれは他で傳染して來たものである。日本は癩に感染するにそう不自由ないだけ多くの病者を國內に持つて居るのである。それを遺傳信仰者が根拠り葉堀り祖先に癩患者若しくはそれらしいものを探し出して遺傳説を作りあげるのである。

若し果して血統の病氣であるならば一つ源から出る日本國民はすべて癩筋であらう。今日、今から愚な遺傳説は撤回すべきである。

(3) 未患兒童分離

今度出來た癩豫防協會の事業に未患兒童の分離と云ふ事があり、愛生園に於ては既に十名の兒童を分離して居る。即ちこれは病者の生んだ子供を早く親から引離して育てるので、かくする事によつて子供は癩にかゝることから逃れしめるのである。日本では割合に新しい事であるが外國では早くからこれを行つて多くの子供が兩親から病毒を受けるのを逃れた。癩の感染は十歳以前に最も多い。又感染には病者と相當密接に接觸する事が必要である。故に一族の中に病者が出る譯であり、又同じ一家でも年齢の多いつれあいなどは一向うつらず小さな子供が續々發病する譯である。その時期に早く離して育てれば決して癩は起らぬのである。此の一つの事實でも癩は遺傳でない事が解るのでもし他の遺傳病例へば精神病の様なものであればその子がその親の遺傳物質を受けて居る以上とどんなに早く親から引離したつてその精神病は起るのであつて前の癩の場合とは全く異なるのである。

先日も光田園長が〇〇縣の山間の癩者を訪れたが、その家の子は何も症候がなかつたが反つていつも遊びに來る隣の子供二人が二人迄既に癩初期の徴候を現はして居た。その隣の家は家族に癩の全く無い家である。

この事實の一つから見ても癩は子供の時に染りやすい事、血統などは問題でない事を明白に知るであらう。

- 五九 日本の奴隷解放附屬國慈善切手運動提唱 一九三六
(日本MTL長島支部パンフレット)
- 六〇 世界の癩を訪ねて 林文雄／一九三四・八
- 六一 ミス・ハンナリデル 編 飛末甚吾／一九三四・一〇
- 六二 患者相談所患者異動月報 昭和九年十一月
癩予防協会／一九三四・一二
- 六三 癩患者救護月報 昭和九年十一月
内務省衛生局／一九三四・一二

【第4巻】

- 六四 昭和十年所長会議 一月十五、十六日 一九三五・一
- 六五 愛のみち第七号 編 飯野十造／一九三五・二
- 六六 昭和八年度事業成績報告書 癩予防協会／一九三五・三
- 六七 皇太后陛下の御仁慈と癩予防事業
述 関原貞三郎／一九三五・六
- 六八 癩予防デーに際して 林芳信／一九三五・六
- 六九 癩伝染の径路 中条貞俊／一九三五・六
- 七〇 救癩 原田久作／一九三五・六
- 七一 大島療養所二十五周年史 一九三五・七
- 七二 沖繩の癩者を救へ!! 林文雄 服部団次郎／一九三五・八
- 七三 風水害記念誌 第三区府県立外島保養院／一九三五・九
- 七四 感謝録 神山復生病院／一九三五・一〇
- 七五 栗生泉園 栗生泉園／一九三五・一一
- 七六 日曜学校会報 昭和十年十二月三日
日本日曜学校協会／一九三五・一二
- 七七 見よこの悲惨事 救を待つ沖繩の癩者
(日本MTL長島支部パンフレット) 編 日本MTL／一九三五



【第5巻】

- 七八 救癩事業維感特に斯業の戦線統一と国民の協力一致を切望す
横田忠郎／一九三六・二
- 七九 沖繩MTL報告第一号(昭和十年五月) 昭和十一年一月
一九三六・二
- 八〇 昭和九年度事業成績報告書 癩予防協会／一九三六・三
- 八一 癩患者二関スル統計昭和十年三月三十一日調査
内務省衛生局／一九三六・三
- 八二 星座第一輯建設篇 星塚敬愛園慰安会／一九三六・五
- 八三 癩予防施設概観昭和十年 癩予防協会／一九三六・六
- 八四 癩問題に就て(資料第十三号) 三井報恩会／一九三六・九
- 八五 (一)患者の封書写し) 山口／一九三六・一一
- 八六 長島愛生園入園者自助会会則
附常務委員会規定・倉長規定・自助会役員選挙規定／一九三六・一二
- 八七 癩自由療養村趣意書
癩自由療養村建設期成会／一九三六・一二
- 八八 長島愛生園患者騷擾事件顛末書
自昭和十一年八月十二日至昭和十一年八月二十八日
長島愛生園／一九三六
- 八九 長島愛生園患者騷擾事件顛末書附屬参考書
(長島愛生園)／一九三六
- 九〇 所長会議関係資料昭和十二年 一九三七
- 九一 癩の話 桜井芳策／一九三七・二
- 九二 癩の社会的影響附屬患者の病理及心理の研究
小松茂治／一九三七・二
- 九三 沖繩紀行癩問題をたづねて 遊佐敏彦／一九三七・三
- 九四 患者ノ犯罪二関スル件報告(警衛第一四九号)
大阪府知事／一九三七・三
- 九五 昭和十年度事業成績報告書 癩予防協会／一九三七・三
- 九六 癩予防施設概観昭和十二年 癩予防協会／一九三七・三
- 九七 癩患者の指導昭和十一年度 癩予防協会／一九三七・三
- 九八 草津聖バルナバ医院略史(コンウオール・リ・女史と救癩事業
草津聖バルナバ医院)／一九三七・四
- 九九 沖繩MTL報告第二号(昭和十一年二月) 昭和十二年二月
一九三七・五
- 一〇〇 感謝録第二輯 神山復生病院／一九三七・五

【第6巻】

- 一〇一 十坪住宅第六版(愛生パンフレット第3輯)
長島愛生園慰安会／一九三七・六
- 一〇二 癩根絶の途 長与又郎／一九三七・七
- 一〇三 癩治療研究所設立の必要 村田正太／一九三七・七
- 一〇四 官公立癩療養所状況(内務省衛生局) 一九三七・九
- 一〇五 草津町湯之沢に於ける癩の統計的考察
栗生泉園／一九三七・一一
- 一〇六 昭和十一年度事業成績報告書 癩予防協会／一九三八・三
- 一〇七 癩患者の指導昭和十二年度 癩予防協会／一九三八・三
- 一〇八 所長会議関係資料昭和十三年 一九三八・五
- 一〇九 鳥取県ノ無癩運動概況 鳥取県癩予防協会／一九三八・六
- 一一〇 療養の手びき 癩予防協会／一九三八・六
- 一一一 日本癩病小史 今谷逸之助／一九三八
- 一一二 昭和十二年度事業成績報告書 癩予防協会／一九三九・三
- 一一三 官公立癩療養所長会議昭和十四年五月十九、二十日
一九三九・五
- 一一四 救癩五十年苦闘史 岩下社／一九三九・六
- 一一五 癩の解説 癩予防協会／一九三九・一二
- 一一六 官公立癩療養所長会議々案昭和十五年五月十一日
厚生省／一九四〇・五
- 一一七 慈光 国立癩療養所同慶院／一九四〇・五
- 一一八 癩二関スル資料(二) 癩予防協会／一九四〇・六
- 一一九 癩療養所懐古座談会 関西癩協会／一九四〇・六
- 一二〇 癩予防事業について 癩予防協会／一九四〇・七
- 一二一 癩患者心理の観察 石松量蔵／一九四〇・一二
- 一二二 最近癩予防事業の二、三に就て資料(三)
癩予防協会／一九四〇
- 一二三 本妙寺の癩部解消の詳報資料(四)
癩予防協会／一九四〇・一二
- 一二四 官公立癩療養所長会議昭和十六年三月三、四日
一九四一・三
- 一二五 我国の癩予防事業に就て 癩予防協会／一九四一・六
- 一二六 国立癩療養所所長会議昭和十六年七月十五日、十六日
一九四一・七
- 一二七 癩の根本対策 癩予防協会／一九四一・八

【第7巻】

- 一五二 第三七回帝國議會衆議院
明治四十年法律第十一号中
改正法律案委員会會議錄
第一回 一九二六・二二五
- 一五三 明治四十年法律第十一号中改正法律案
貴族院議事速記録 第一二四号 一九二六・二二八、二二三
- 一五四 明治四十年帝國議會衆議院
(癩予防二関スル件)
衆議院議事速記録 第一四三六号 一九二九・二一〇、三二〇
- 一五五 明治四十年法律第十一号中改正法律案
貴族院議事速記録 第二二〇号 一九二九・二二二、二二五
- 一五六 第五六回帝國議會貴族院
明治四十年法律第十一号中
改正法律案特別委員会會議事速記録 第一二二号
一九二九・二二九、三一一
- 一五七 第五九回帝國議會
(癩予防二関スル件)
衆議院議事速記録 第一七二四号 一九三二・二二二、三三八
- 一五八 第五九回帝國議會衆議院
寄生虫病予防法案外一件委員会會議錄 第四・五回
一九三二・二二八、三二六
- 一五九 明治四十年法律第十一号中改正法律案
貴族院議事速記録 第一三二八号 一九三二・二二〇、二二〇
- 一六〇 第五九回帝國議會貴族院
衛生組合法案特別委員会會議事速記録 第三・四号
一九三二・二二四、二二七
- 一六一 第五回帝國議會
國民優生法案
衆議院議事速記録 第二五号 一九四〇・三・一一三
- 一六二 癩予防法中改正法律案
衆議院議事速記録 第二六号 一九四〇・三・一一五
- 一六三 癩予防法中改正法律案 國民優生法案委員会會議錄 第三回
(一部) 第四・五回 一九四〇・三・一一五、一七一、一七九

- 二二八 療養の心得(皮科特別研究室版) 小笠原登／一九四一・一〇
- 二二九 (癩予防対策調査会) 一九四一
- 二三〇 文部省科学研究費による癩に関する
協同研究協議委員会(第三回)記録 一九四二・五
- 二三一 癩患者二関スル統計昭和十五年十二月三十一日調査
厚生省予防局／一九四二・九
- 二三二 言上書 宮崎松記／一九四二・一〇
- 二三三 財団法人多磨全生園慰安会寄附行為 一九四三・八
- 二三四 癩予防法令及重要例規 多磨全生園／一九四四・四
- 二三五 国立癩療養所長会議(昭和十九年六月二五、二六日)
一九四四・六

【第8巻】 帝國議會資料 一九九〇〜一九四〇

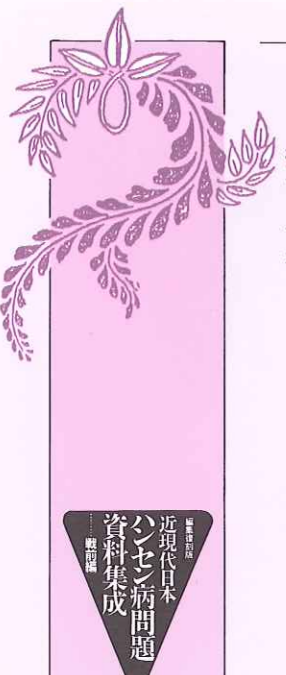
- 第一三回帝國議會
一三六 癩病患者及乞食取締二関スル質問
衆議院議事速記録 第四〇号 一九九〇・一二
- 一三七 内務大臣ヨリ答弁書
衆議院議事速記録 第四六号 一九九〇・三・九
- 第一六回帝國議會
一三八 癩病患者取締二関スル建議案
衆議院議事速記録 第二五号 一九〇二・三・六
- 一三九 慢性及急性伝染病予防二関スル質問書
衆議院議事速記録 第五号 一九〇三・五・二八
- 一四〇 内務大臣答弁書 衆議院議事速記録 第九号 一九〇三・六・一
- 第二二回帝國議會
一四一 伝染病予防法中改正法律案
衆議院議事速記録 第一六・一九号 一九〇五・二・一五、二二二
- 一四二 第二二回帝國議會衆議院
伝染病予防法中改正法律案委員会會議錄
第一回〜第四回 一九〇五・二・一五、一八
- 一四三 伝染病予防法中改正法律案
貴族院議事速記録 第一七号 一九〇五・二・二五
- 第二三回帝國議會
一四四 癩予防法案



「癩予防事業」の全国的運動(横浜市にて、1935年頃)

- 衆議院議事速記録 第二二二二号 一九〇六・三・二五、二七
- 一四五 第二三回帝國議會衆議院癩予防法案委員会會議錄 第四回
一九〇六・三・二五
- 第三三回帝國議會
一四六 癩予防二関スル法律案
衆議院議事速記録 第八・九号 一九〇七・二・一七、二二
- 一四七 第二三回帝國議會衆議院
癩予防二関スル法律案委員会會議錄 第一二回
一九〇七・二・二八、二〇
- 一四八 癩予防二関スル法律案
貴族院議事速記録 第九号・一一号 一九〇七・二・二六、三・一一
- 一四九 第二三回帝國議會貴族院
癩予防二関スル法律案特別委員会會議事速記録
第一号 一九〇七・三・一五
- 第三七回帝國議會
一五〇 明治四十年法律第十一号中改正法律案
衆議院議事速記録 第三二二五号 一九一六・二・二五、二二八

- 一五二 第三七回帝國議會衆議院
明治四十年法律第十一号中
改正法律案委員会會議錄
第一回 一九二六・二二五
- 一五三 明治四十年法律第十一号中改正法律案
貴族院議事速記録 第一二四号 一九二六・二二八、二二三
- 一五四 明治四十年帝國議會衆議院
(癩予防二関スル件)
衆議院議事速記録 第一四三六号 一九二九・二一〇、三二〇
- 一五五 明治四十年法律第十一号中改正法律案
貴族院議事速記録 第二二〇号 一九二九・二二二、二二五
- 一五六 第五六回帝國議會貴族院
明治四十年法律第十一号中
改正法律案特別委員会會議事速記録 第一二二号
一九二九・二二九、三一一
- 一五七 第五九回帝國議會
(癩予防二関スル件)
衆議院議事速記録 第一七二四号 一九三二・二二二、三三八
- 一五八 第五九回帝國議會衆議院
寄生虫病予防法案外一件委員会會議錄 第四・五回
一九三二・二二八、三二六
- 一五九 明治四十年法律第十一号中改正法律案
貴族院議事速記録 第一三二八号 一九三二・二二〇、二二〇
- 一六〇 第五九回帝國議會貴族院
衛生組合法案特別委員会會議事速記録 第三・四号
一九三二・二二四、二二七
- 一六一 第五回帝國議會
國民優生法案
衆議院議事速記録 第二五号 一九四〇・三・一一三
- 一六二 癩予防法中改正法律案
衆議院議事速記録 第二六号 一九四〇・三・一一五
- 一六三 癩予防法中改正法律案 國民優生法案委員会會議錄 第三回
(一部) 第四・五回 一九四〇・三・一一五、一七一、一七九



近現代日本
ハシセ病問題
資料集成



『編集復刻版』
近現代日本
ハンセン病問題
資料集成
戦前編

全八巻

A4判・B5判/上製/総二、九六八ページ

●編・解説―藤野 豊 日本近現代史研究者

●推薦―内田博文・川上武・神美知宏・
斎藤美奈子・徳田靖之・永岡正己

●揃定価―本体一九〇、〇〇〇円十税

配本概要

●第一回配本二〇〇二年六月刊行

第一巻―一八七六―一九一七年・解説

第二巻―一九一八―一九三二年

第三巻―一九三三―一九三四年

第四巻―一九三五年

●揃定価二本体一〇〇、〇〇〇円十税
ISBN-N4-8350-2894-5

●第二回配本二〇〇二年二月刊行

第五巻―一九三六―一九三七年二月

第六巻―一九三七年三月―一九三八年

第七巻―一九三九―一九四四年

第八巻―帝国議会資料(これのみB5判)

●揃定価二本体九〇、〇〇〇円十税
ISBN-N4-8350-2899-6

日本のハンセン病療養所(2002年2月現在)



●病者の人権問題資料集成………続刊予定

シリーズ2 近現代日本ハンセン病問題資料集成

戦後編(全10巻を既刊)

シリーズ3 結核問題資料集成

シリーズ4 障害者問題資料集成

表示価格は、全て税別。

二〇〇四・四改

不出版(株)

〒113-0023 東京都文京区向丘1-2-12

電話(03)3812-4433

ファクシミリ(03)3812-4464

振替00160・294084



近現代日本
ハンセン病問題
資料集成
戦前編